

議案第 1 号

令和元年度橋本市一般会計補正予算(第 2 号)について

令和元年度橋本市一般会計補正予算(第 2 号)を、別紙のとおり議会の議決を
求める。

令和元年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和元年度 橋本市一般会計補正予算（第2号）

令和元年度橋本市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 303,740 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25,584,079 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年 6 月 10 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
14 国 庫 支 出 金			
		1 国 庫 負 担 金	
		2 国 庫 補 助 金	
15 県 支 出 金			
		1 県 負 担 金	
		2 県 補 助 金	
18 繰 入 金			
		2 基 金 繰 入 金	
20 諸 収 入			
		5 雑 入	
21 市 債			
		1 市 債	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,110,525	72,561	3,183,086
2,289,661	18,669	2,308,330
797,649	53,892	851,541
1,914,423	26,262	1,940,685
1,080,911	9,335	1,090,246
576,741	16,927	593,668
1,121,465	4,419	1,125,884
1,121,160	4,419	1,125,579
472,963	318,198	791,161
412,373	318,198	730,571
1,662,600	△117,700	1,544,900
1,662,600	△117,700	1,544,900
25,280,339	303,740	25,584,079

歳 出

款	項
2 総 務 費	
	1 総 務 管 理 費
3 民 生 費	
	1 社 会 福 祉 費
	2 児 童 福 祉 費
4 衛 生 費	
	2 清 掃 費
6 農 林 水 産 業 費	
	2 林 業 費
7 商 工 費	
	1 商 工 費
9 消 防 費	
	1 消 防 費
10 教 育 費	
	2 小 学 校 費
	3 中 学 校 費
	5 社 会 教 育 費
	6 保 健 体 育 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,993,131	56,267	2,049,398
1,401,385	56,267	1,457,652
10,066,769	40,806	10,107,575
5,199,308	37,339	5,236,647
4,069,298	3,467	4,072,765
2,888,456	500	2,888,956
1,324,229	500	1,324,729
649,680	5,268	654,948
25,604	5,268	30,872
410,534	381,991	792,525
410,534	381,991	792,525
1,018,649	2,232	1,020,881
1,018,649	2,232	1,020,881
2,160,516	△183,324	1,977,192
424,400	△144,432	279,968
177,288	△54,002	123,286
401,228	14,506	415,734
655,226	604	655,830
25,280,339	303,740	25,584,079

第2表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校教育施設等整備事業	千円 125,400	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
公共施設等適正管理推進事業	23,400			

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 0	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができ る。
31,100			